

公益財団法人日本バスケットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「JBS2025」という、中長期基本計画を策定し2025年6月11日開催の当協会理事会にて決議した。 JBS2025は当協会ホームページに公表している。 http://www.japanbasketball.jp/jba/jbs/	
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	JBS2025内の2030年のあるべき姿-36の行動・状態であるべき人材の姿を定義している。 また人事制度改定に併せて2025年7月に個別具体に求める人物像（育成する人物像）を定義し採用・育成計画を策定した。	
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	毎年度、事業計画書・収支予算書を策定しており、当協会ホームページにて公表している。 事業計画書・収支予算書を当協会ホームページにて公表している。 http://www.japanbasketball.jp/jba/data/plan/ http://www.japanbasketball.jp/jba/data/bp/	
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	役員候補者の選考にあたっては、役員候補者選考委員会にて外部理事が25%以上、女性理事が40%以上とする目標を設定して行っており、2025年9月27日時点での理事総数における女性理事の比率は25%（16名中4名）、外部理事の割合は44%（16名中7名）である。	
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く NFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	従前は外部有識者評議員もいたが、国際バスケットボール連盟（FIBA）の制裁後は、評議委員会の実効性確保およびガバナンス再構築の観点から、バスケットボール競技者の主体となる連盟や都道府県協会の人材を中心として選任した経緯があり、現状外部有識者評議員は設置していないが、加盟団体の意見も募りながら検討を行う。	
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置し、直近では2025年9月25日に開催した。アスリート委員会は事務総長の諮問に応じて答申を行う。	
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	役員候補者の選考に関する規程第9条（2）①②にて理事候補者は5名以上17名以内、監事候補者は2名と規定している。また基本規程第21条①（1）（2）にて理事は6名以上18名以内、監事は2名と規定している。 尚、役員候補者の選考に関する規程と基本規程において、理事数が相違しているが、役員候補者の選考に関する規程は、会長理事を含まない為である。	
8	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者の選考に関する規程第8条（1）①②および基本規程第26条にて、就任時の年齢を70歳未満（会長、副会長）および65歳未満（理事）と規定している。	
9	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	当協会役員候補者の選考に関する規程第5条（2）①②にて、会長としての再任は通算4期まで（期の途中に就任した場合はその期を含めない）、役員としての再任は原則として通算5期まで（期の途中に就任した場合はその期を含めない）と規定。 ただし、同規程第5条（2）③にて次のア・イいずれかに該当する場合に限り、通算7期まで再任可能であることを規定。 ア 国際バスケットボール連盟の役職者である場合 イ 当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たにまたは継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当協会役員候補者の選考に関する規程第2条（1）に基づき、理事会の諮問委員会である役員選考委員会を設置して会長候補者および役員候補者を選考。 役員（理事）候補者の選考は役員候補者選考委員会が選考した会長候補者を加えたメンバーで選考。役員選考委員会のメンバーは、役員候補者の選考に関する規程第2条（3）に定める通り、評議員代表3名以上4名、理事2名以上3名以内、監事1名、外部有識者1名以上2名以内、法務委員長で構成。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	基本規程（第2条）で登録者および役職員等の遵守義務を、倫理規程（第3条）で登録者および役職員 等の遵守義務を、就業規則（第53条）で職員の遵守義務を規定している。また役員の就任承諾書では役 員の遵守義務を規定している。 尚、就業規則について、職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社（以下「BCP」と いう）からの出向者につき、BCPの就業規則を適用している。	
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	定款、基本規程、理事会規程、役員候補者の選考に関する規程、倫理規程、裁定規程、規律規程、反社 会的勢力との関係遮断に関する規程、経理規程、就業規則を整備している。	
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	稟議決裁規程、内部通報規程等を整備している。	
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、給与規程、退職金規程を整備している。 尚、給与規程、退職金規程について、職員は全員がBCPからの出向者につき、BCPの規程を適用してい る。	
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	財産運用管理規程、特定資産等取扱規程を整備している。	
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	以下の通り基本規程にて規定している。 登録料の取り扱い：第61条から第70条 有料競技会における当協会への納付金：第137条 選手の登録料：第100条から第110条 放映権・商品化権：第150条から151条 表彰：基本規程第155条から第161条	
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	技術委員会関連規程を整備し、代表選手選考過程を定めている。尚、団体競技である特性上、選手選考 はヘッドコーチの戦略に拠る側面が大きいため、定数的、定性的な基準は設けておらずヘッドコーチに 一任する旨を技術委員会規程第25条に定めている。 選考過程を透明化するため、技術委員会の委員長・委員は、基本規程第49条②・技術委員会規程第4条 により理事会の議決を得て委嘱されている。代表選手の選考は技術委員会関連規程第24条①にて、ヘッ ドコーチに一任されているが、同条②にて代表選考結果を理事会・技術委員会へ報告すると規定してい る。	
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	審判員および審判インストラクターに関する規程を整備し、公平性を担保するため、規程・内規として 明文化していないものの、審判員の割当については、利害関係が無いよう調査を行っている。 審判員の割当については、2021年10月19日開催の当協会審判委員会にて、審判員の出身校や利益供与 関係にあるチーム等への割当を行わないよう、割当基準を決議し運用している。	
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	労働法、リスク管理、国際法等、様々な分野の法務専門家の助言がいつでも受けられる体制を整備して いる（法務委員会委員長が顧問弁護士の役割を担っている）。 財務・会計・経理分野においても、複数の税理士・会計士と顧問契約を締結し、いつでも助言を受けら れる体制を整備している。	
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	当協会のコンプライアンス研修内容及び実施状況に対する助言、顕在化したコンプライアンス違反への 対処方針及び再発防止策への助言、当協会の事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策への助言、その 他、コンプライアンスに関わる重要な事項が生じた場合の助言を目的としたコンプライアンス委員会の 設置を本年3月の当協会理事会にて決議し、年内に開催予定。	
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	委員長には弁護士を選任しており、委員は本年10月以降に決定予定である。	
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	年2～3回程度職員向けのコンプライアンス研修を実施している。	
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	選手および帯同スタッフに対し、インテグリティ全般、アンチドーピング、SNSの運用、違法行為（オン ラインカジノ）についての教育を実施している。 指導者については、ライセンス更新研修に合わせてインテグリティ教育を実施している。	

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国大会および国際大会等をジャッジメントする資格を有している審判に対し当協会の行動規範に基づき年1回の研修を実施している。	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	毎月1回、法務委員長による相談会をオフィスで開催し、規程新設・改定やガバナンスについて助言を得られる体制としている。また労働法、リスク管理、国際法等、様々な分野の法務専門家の助言がいつでも受けられる体制を整備している（法務委員会委員長が顧問弁護士の役割を担っている）。財務・会計・経理分野においても、複数の税理士・会計士と顧問契約を締結し、いつでも助言を受けられる体制を整備している。	
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理規程を整備のうえ、決算時の計算書類を含めて、監査法人による業務監査を受けて、公益法人として、内閣府公益認定等委員会事務局宛てに毎年の決算報告実施。内閣府の定期的な実調も受けている。	
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	助成金・補助金のガイドラインに定める要項に従い申請を行い、倫理規程3条により、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反時は懲戒処分対象と規定。助成等申請は必ず事前に事務総長（執行トップ）の承認を得る、受領時は事務総長に報告する、と職員に定めた手続きを厳守している。	
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告書、役員名簿他）は事務所に常備し、要請に応じて閲覧可能な状態としている。また事業報告書、決算報告書、事業計画書、収支予算書、役員名簿、組織図、定款、各種規程等を当協会ホームページに掲載しており、誰でも閲覧出来る状態としている。 さらに内閣府公益認定等委員会宛てに、公益認定に必要な各種書類を提出しており、一般からの公開請求があった場合に当委員会から開示される状態としている。 事業計画・事業報告：http://www.japanbasketball.jp/jba/data/plan/ 収支（予算/決算）：http://www.japanbasketball.jp/jba/data/bp/	
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手選考を実施し、決定後に速やかに当協会ホームページで掲載するとともに、報道関係者宛てに開示必要に応じて、ヘッドコーチや技術委員長による選考コメントを開示し、記者会見や取材も適宜実施している。 また技術委員会規程については、選手選考の部分を抜粋し当協会ホームページへ公開している。 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/nationalteam_regulation.pdf	
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況を年1回理事会に報告し、当協会ホームページに公表している。直近では2024年10月に最新版を公表している。 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA-self-introduction2024.pdf	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役員の利益相反取引は、基本規程第29条、理事会規程第16条により、理事会決議としている。また職員の利益相反取引は、就業規則第53条第11項により許可なく行うことを禁止している。 また利益相反を総括的に管理する「利益相反取引規程」の制定を2021年8月の当協会理事会において決議し、当協会ホームページにて公表した。	
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程に包含している。	
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会役職員に対し内部通報制度を整備しており、内部通報規程にて周知している。国内全ての登録者（競技者・審判・指導者）向けの通報窓口は2021年9月10日に開設し、当協会ホームページにて、通報窓口設置について公表した（http://www.japanbasketball.jp/reportform/）。	
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	外部通報窓口を弁護士に委託している。内部通報規程に基づき、相談窓口は内部と外部に設置している。職員は内部設置の窓口・外部設置の窓口のどちらかを任意で選択して相談することが出来る。外部窓口の運用は弁護士に委託している。	
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	登録者（競技者、チーム、指導者、審判）及び当協会役職員、加盟団体役職員に対し、基本規程、倫理規程、裁定規程、規律規程にて遵守事項と違反時の懲罰基準や手続きを定めており、当協会ホームページにて公開している。	
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	裁定委員会および規律委員会は理事では無い弁護士によって構成されており、中立性・独立性を担保している。また事案調査を行う弁護士と処分決定を行う弁護士は、運用上、別としている。	
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	スポーツ仲裁裁判所及び日本スポーツ仲裁機構の定めを遵守することを基本規程第2条第1項で定め、自動応諾条項の採択団体となっている（同仲裁機構のホームページにも掲載）。	
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	基本規程、裁定規程、規律規程にてスポーツ仲裁の利用が可能であることを定め、かつ当協会HPにて一般に公開している。 また、規律委員会・裁定委員会の審議結果を対象者へ通知する書面に、規律委員会規程・裁定委員会規程が定める、不服申し立ての制度を利用できる旨を記載している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルに基づき危機管理体制を構築している。	
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて不祥事等は発生していないため対象外である。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて不祥事等は発生していないため対象外である。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	各都道府県協会に当協会の推進する公益事業を一部委託していることから、各都道府県協会の組織、役員、各種規程等についても当協会の方針に従い協力することを求め、そのため基本規程第74条により、定期的に全国専務理事連絡会を開催し、各都道府県協会に対する指導・助言・支援を行っている。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	基本規程第74条に基づき、毎年度2回以上、全国専務理事連絡会を開催しており、その中で情報提供や研修会を実施する機会を設けている。 また都道府県協会連絡会・ブロック別連絡会も年度に2回実施している。	